

11月は

「児童虐待防止推進月間」です。

虐待により、こどもたちの命にも関わるような事件が全国的にあとをたちません。こどもたちを救うには、まずはまわりの「気づき」が大切です。

▶児童虐待とは…

親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。たとえ親が子どものことを思っていた行為「しつけ」であっても、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。



身体的虐待

殴る・蹴る
首をしめる
激しく揺さぶる
戸外に閉め出す など

心理的虐待

大声や言葉で脅かしや脅迫
心を傷つけることを言う
無視する
兄弟間で差別する
DVや兄弟への虐待行為を
見せる

性的虐待

性行為を強要する・見せる
性的写真の被写体にする
など

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

適切な衣食住の世話をしない
自動車や家に放置する
同居人による虐待を放置
子どもの意志に反して学校に
行かせない

もしかして

『児童虐待かも?』『ちょっとおかしいな?』

と思ったら『**通告する**』が国民の義務です。

自分が『虐待している?』『どうしたらいいの?』

と思ったら『**相談**』してみましょう。

ひとりで悩んでいませんか?

話してみませんか?

子育て中の悩みや不安、ささいな事でもどんな事でも、あなたの気持ちを話してみてください。

手遅れになる前に迷わず相談・通告を!

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
☎ **189**

※匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます。
(児童虐待防止法・児童福祉法)

市こども福祉課 子育て支援係
☎ **53-1151** (内線526)

県中央こども家庭相談センター
☎ **0742-26-3788**
(24時間対応ダイヤル)

子育てイベントなども
参加・活用しましょう!
右ページにも紹介しています。

◆オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボン
を広める市民運動です。虐待をなくそう、子
育てを見守りお手伝いする意志のあることを
示すマークです。

大和郡山市では、毎年、市内の小・中学生
や高校生にも協力してもらい、オレンジリボン
を製作しています。今年も、様々な人のメッセ
ージが込められたリボンを、下記のイベントで配
布します。

オレンジリボンキャンペーン開催

日時= 11月3日(木・祝) 9時~15時

場所= 郡山城跡(親子まつり会場内)

問合せ= こども福祉課 子育て支援係(内線526)



『子どもの命にかかわるかも!』

「今、目の前で**暴力**が行われている!」

「子どもがひどい**ケガ**をしている。」

「異常な怒鳴り声、物音、激しい**泣き声**が聞こえる」

「**夜遅く**、幼児が**一人で外**にいる」

こんなときは、すぐ警察へ!

☎ **110**